

さつま町  
第7期 障がい福祉計画  
第3期 障がい児福祉計画



令和6年3月  
鹿児島県 さつま町

# 希望輝く さつま町SDGs推進宣言

さつま町は、SDGsの理念を理解し、町民や企業・団体、学校などと連携して、「誰一人取り残さない」持続可能な地域社会の実現と、希望輝くまちの未来に向け、SDGsを推進していくことを宣言します。

## 目指す町の将来像

人と環境にやさしいまち



再生可能エネルギーを活用した分散型エネルギー社会を実現するまち



多様な人々が共生する社会、ジェンダー平等を実現するまち



清らかな川や田園風景、鮮やかな緑など、自然と人が共生するまち



町民・事業所・学校・団体・行政が一体となってSDGsに取り組むまち



# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の性格及び法的根拠.....	4
3 計画の期間.....	4
4 障がいのある人を取り巻く環境の変化.....	5
<b>第2章 障がいのある人の現状等</b> .....	<b>9</b>
1 障がいのある人の状況.....	11
2 アンケート調査結果概要.....	19
<b>第3章 基本理念</b> .....	<b>23</b>
1 基本理念.....	25
2 サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	25
<b>第4章 基本指針見直しの主なポイント及び成果目標</b> .....	<b>27</b>
1 基本指針の見直しの主なポイント.....	29
2 基本指針における障害(児)福祉計画に係る成果目標.....	31
<b>第5章 成果目標の設定</b> .....	<b>33</b>
1 本項の内容と目的.....	35
2 成果目標.....	35
<b>第6章 活動指標の設定</b> .....	<b>43</b>
1 訪問系サービス.....	45
2 日中活動系サービス.....	47
3 居住系サービス.....	52
4 相談支援.....	54
5 障がいのある子どもへの支援.....	56
6 精神障害者の地域移行に関する支援.....	59

<b>第7章 地域生活支援事業等</b> .....	<b>61</b>
1 必須事業.....	63
2 任意事業.....	67
<b>第8章 計画の推進にあたって</b> .....	<b>69</b>
1 計画の推進体制.....	71
2 計画の進捗管理.....	72
<b>資料編</b> .....	<b>73</b>
1 さつま町地域自立支援協議会.....	75
2 町内のサービス提供事業所一覧.....	78
3 用語解説.....	79

### 「障がい」の表記について

障がいのある人やその家族の中には、従来用いられてきた「障害」の「害」という文字に、否定的なイメージ、差別感や不快感を持つ人がいます。

本計画において、法令や制度、団体や施設などの固有名称で用いられているものを除き、従来「障害者」「障害」と表記していたものについて、すべて「障がい者」「障がい」と表記します。

障がい者の人権を尊重するという観点やノーマライゼーション社会の実現に向けた町民の意識醸成にもつなげることを目的としています。

# 第1章 計画の策定に あたって



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

これまでさつま町（以下、「本町」という。）では、令和2年度に「さつま町障がい者計画」、「さつま町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、目標値の設定や各年度のサービス量の見込みを定め、障がいのある人等が必要とする支援の提供を進めてきました。

国では、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）批准後、「障害者基本計画」を策定し、共生社会の実現を目指し、障がいのある人自らの決定に基づいて社会参加や自己実現を進めていくこととなりました。その他にも、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）の施行、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の改正、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下、「障害者文化芸術推進法」という。）の成立など、障害者福祉に関する法制度の整備が進められています。

また、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下、「SDGs」という。）では、策定過程において障がいのある人が当事者として参画し、障害者福祉に関する目標が設定されました。本町においても、障害者福祉の取組に関してもSDGsの視点を取り入れる必要があります。

さらに、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、住民の生活に大きな影響を及ぼしました。令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ見直しが行われ、原則、季節性インフルエンザと同様の取扱いとなりましたが、その影響は未だに残っている状況です。特に、障がいのある人や高齢者といった弱い立場に置かれている方々にとって、サービスの利用控え、事業所や施設によるサービス提供の縮小、感染拡大防止のためのソーシャルディスタンス確保や、マスク着用などのいわゆる「新しい生活様式」に対する適切な対応が求められています。

本町においては、こうした社会状況を鑑みながら、本町の現状・課題を踏まえてさらなる障害者施策の充実を図っていく必要があります。以上から、国や鹿児島県の計画との調和を図りつつ、「さつま町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の性格及び法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に定める「市町村障害児福祉計画」に該当し、「さつま町障がい者計画」の実施計画として位置付けられるものです。

なお、本町のまちづくりの基本指針を定めた第 2 次さつま町総合振興計画の分野別計画として位置付けられ、地域福祉計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等の関連する計画との整合を図りつつ、障がい者（児）福祉に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

また、障害福祉計画・障害児福祉計画策定に係る基本指針として令和 5 年 5 月に告示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）や「鹿児島県障害福祉計画」等、国や県が示す方向性を踏まえた計画となります。

図表 1: 計画の性格と法的根拠

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
市町村の策定義務	義務	義務	義務
計画の性格	障害者の施策全般にわたる基本的な事項を定める	障害福祉サービスに関する 3 年間の実施計画	
国・県の計画との関係	国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にして策定	国の基本指針に則して作成し、市町村障害福祉計画を積み上げていく形で都道府県障害福祉計画を策定	
計画期間	規定なし	3 年間	
策定後の対応	市町村長は議会に報告するとともにその趣旨を公表	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出	

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とします。

図表 2: 計画の期間

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
さつま町第2次総合振興計画(後期計画)					次期計画			
第1次さつま町地域福祉計画			第2次さつま町地域福祉計画			次期計画		
障がい者計画						次期計画		
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			次期計画		
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			次期計画		



## 4 障がいのある人を取り巻く環境の変化

### (1) 障害福祉サービス制度及び関係法令の変遷

図表 3: 障害福祉サービス制度及び関係法令の変遷

年度	障害福祉サービス制度	関係法令等
H14	措置制度 ・行政がサービス内容を決定 ・行政が事業者を特定 ・事業者は行政からの受託者としてサービス提供	S45「心身障害者対策基本法」制定 ・心身障害者対策の総合的推進 など H5「心身障害者対策基本法」の一部を改正し、「障害者基本法」に改称 ・精神障害者を障害者と定義付け ・障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加促進
H15	支援費制度 ・障害者が自らサービスを選択 ・利用者と事業者が対等、契約によるサービス利用 ・利用者は所得に応じた負担 ・精神障害者等は対象外	「障害者基本法」改正（H16.6～施行） ・障害者の自立、社会参加、差別の禁止 ・「障害者週間」の設置 など
H16		「発達障害者支援法」(H17.4～施行) ・「発達障害」の定義を明確化 ・「発達障害者支援センター」の設置 など
H17		「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」改正（H17.10～施行） ・精神障害者に対する雇用対策の強化 など
H18	障害者自立支援法 ◎障害者自立支援法施行(H18.4～) ・3障害のサービスを一元化 ・利用者本意のサービス体系へ再編（昼夜分離、報酬日割化） ・障害程度区分を導入 ・サービス利用に応じて利用者も費用負担	「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」(H18.12～施行) ・公共交通施設や建物等のバリアフリー化推進 など
H19		『障害者権利条約』国連採択（H18.12） 「学校教育法」改正（H19.4～施行） ・盲・ろう・養護学校から特別支援学校へ転換 ・小中学校等における特別支援教育の推進 など
H20		『障害者権利条約』効力発生（H20.5）
H21		「障害者雇用促進法」改正（H21.4～施行） ・中小企業における障害者雇用の促進 ・短時間労働に対応した雇用率制度の見直し など
H22		
H23		「障害者自立支援法」改正（H22.12～順次施行） ・応能負担が原則であることを明確化 ・発達障害者を対象とする旨の明示 など
H24		

年度	障害福祉サービス制度	関係法令等
H25	◎障害者総合支援法施行(H25.4～) ・障害者の範囲に難病を加える ・重度訪問介護の対象者を知的障害者、精神障害者にも拡大など	<b>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」</b> <b>(H25.6 成立、H28.4～施行)</b> ・障害を理由とする差別の禁止 ・相談及び紛争防止のための体制の整備 ・啓発活動等の差別解消のための支援措置 など
H26		『障害者権利条約』日本における発効 (H26.2)
H27		『持続可能な開発目標(SDGs)』国連サミットで採択
H28		<b>「障害者雇用促進法」改正 (H28.4 成立、H30.4～施行)</b> ・雇用の分野における障害を理由とする差別の禁止 など
H29		
H30		<b>「障害者総合支援法」、「児童福祉法」</b> <b>改正 (H30.4～施行)</b> <b>「障害者文化芸術推進法」(H30.6～施行)</b>
R1		・自立生活援助、就労定着支援の新設 など <b>「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」 (R1.6～施行)</b>
R2		<b>「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(R2.12～施行)</b>
R3		<b>「障害者差別解消法」改正 (R3.6 公布、R6.4.1 施行)</b> ・事業者に対し合理的配慮の提供を義務付け など <b>「医療的ケア児支援法」(R3.9～施行)</b>
R4		<b>「児童福祉法」改正 (R4.6 公布)</b> <b>「障害者総合支援法等改正法」</b> <b>(R4.12 公布 R6.4 まで順次施行)</b> ・児童発達支援センターの機能強化、地域生活や就労の支援、精神障害者の権利擁護の推進、難病患者等の医療の充実など
R5	<b>「改正障害者雇用促進法」施行 (R5.4～施行 R6.4～施行)</b> ・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 ・精神障害者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長 など	

[資料]鹿児島県障害者計画(第5次)掲載資料を基に作成

## (2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画概略(国資料)

### 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

#### 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年5月19日に告示。  
計画期間は令和6年4月～令和9年3月※。

※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

#### 2. 本指針の構成

##### 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

##### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(成果目標)

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

##### 第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

##### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

#### 3. 基本指針見直しの主な事項

##### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

##### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

##### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用に係る記載の追記

##### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

##### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ ベアレントレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

##### ⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

##### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

##### ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

##### ⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

##### ⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

##### ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・ 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かい地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

##### ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等に係る記載の新設

##### ⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

##### ⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

#### 4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

##### ①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

##### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

##### ③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

##### ④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

##### ④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

##### ⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・各市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

##### ⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

##### ⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

#### 5. 活動指標

##### ①施設入所者の地域生活への移行等

###### (都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※種々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労選択支援の利用者数、利用日数【新規】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

##### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

###### (都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練(生活訓練)【新規】
- (都道府県)
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

##### ③地域生活支援の充実

###### (都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

##### ④福祉施設から一般就労への移行等

###### (都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

##### ⑤発達障害者等に対する支援

###### (都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

##### ⑥障害児支援の提供体制の整備等

###### (都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数(都道府県)
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新設】

##### ⑦相談支援体制の充実・強化等

###### (市町村)

- 基幹相談支援センターの設置【新設】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新設】

##### ⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

###### (市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数(都道府県・市町村)
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導・監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数(都道府県)
- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新設】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新設】

## 第2章 障がいのある人 の現状等



## 第2章 障がいのある人の現状等

### 1 障がいのある人の状況

#### (1) 障害者手帳所持者数

##### ① 障害者手帳所持者数全体(身体・知的・精神)

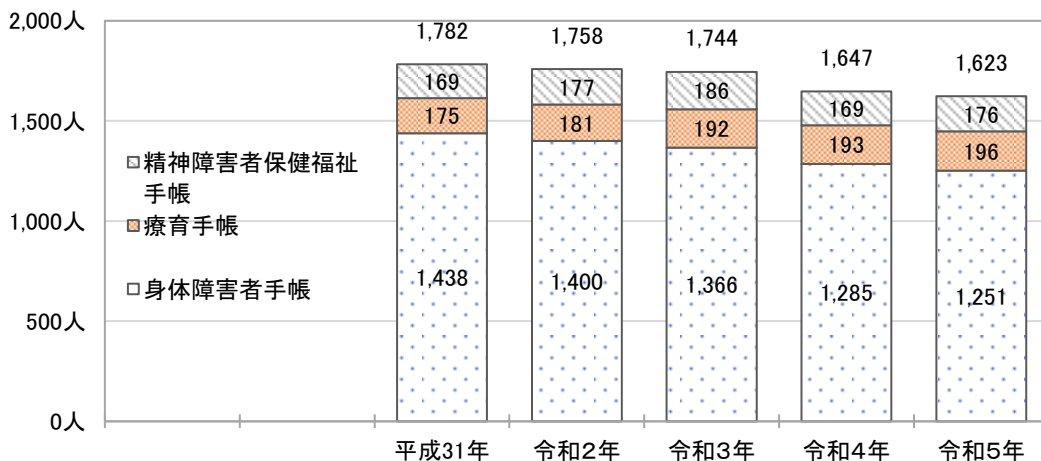
本町の障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年4月1日時点の所持者数は1,623人となっています。

総人口に対する割合は大きな変動がないことから、総人口の減少の影響を受けていると考えられます。

手帳種別でみると、身体障害者手帳所持者数は減少にある一方、療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

図表 4:手帳所持者数の推移(種類別人数/総人口に対する割合)

手帳種別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	20,774	20,348	19,904	19,292	18,872
手帳所持者総数 (人)	1,782	1,758	1,744	1,647	1,623
総人口に対する割合	8.6%	8.6%	8.9%	8.5%	8.6%
身体障害者手帳 (人)	1,438	1,400	1,366	1,285	1,251
総人口に対する割合	6.9	6.9	6.9	6.7	6.6
療育手帳 (人)	175	181	192	193	196
総人口に対する割合	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0
精神障害者保健福祉手帳 (人)	169	177	186	169	176
総人口に対する割合	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9



[資料]保健福祉課(各年4月1日現在)



## ② 身体障害者手帳所持者数

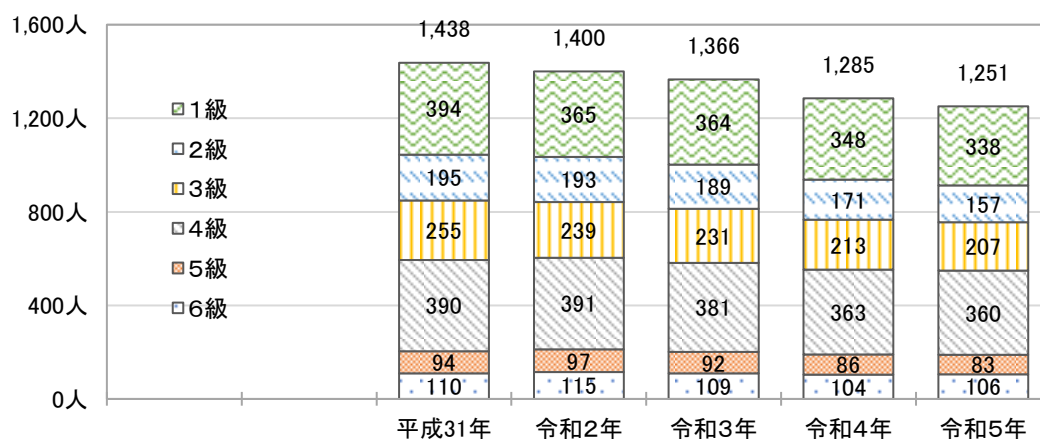
本町の身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和5年4月1日時点の所持者数は1,251人となっています。

等級別にみると、以前は1級が最も多く、次いで、4級が多くなっていましたが、令和5年4月1日時点では4級が最も多く、次いで、1級が多くなっています。

図表 5: 身体障害者手帳所持者数の推移(等級別/年代別)

認定区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳 (人)	1,438	1,400	1,366	1,285	1,251
1級 (人)	394	365	364	348	338
2級 (人)	195	193	189	171	157
3級 (人)	255	239	231	213	207
4級 (人)	390	391	381	363	360
5級 (人)	94	97	92	86	83
6級 (人)	110	115	109	104	106

年代区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障がい者(18歳以上) (人)	1,427	1,390	1,356	1,274	1,240
障がい児(18歳未満) (人)	11	10	10	11	11



[資料]保健福祉課(各年4月1日現在)



### ③ 療育手帳所持者数

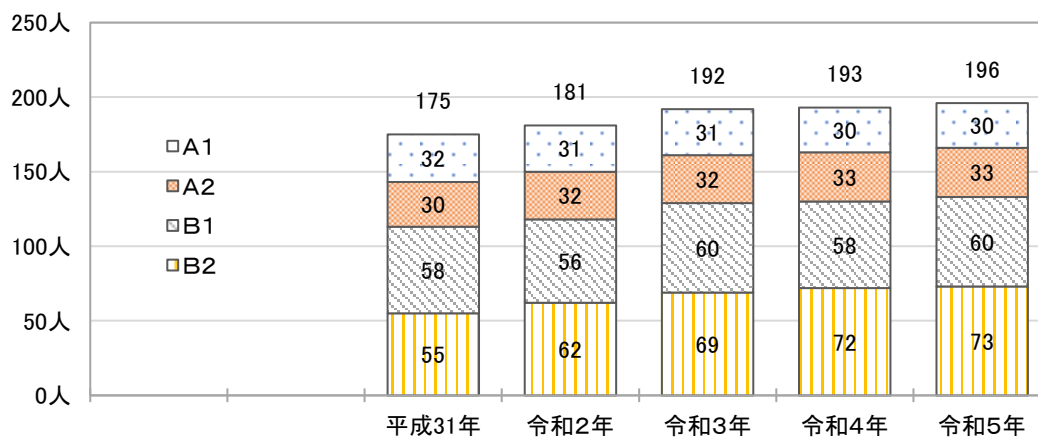
本町の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5年4月1日時点の所持者数は196人となっています。

18歳以上、18歳未満ともに増加傾向にあります。

図表 6:療育手帳所持者数の推移(等級別/年代別)

認定区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
療育手帳 (人)	175	181	192	193	196
A1 (人)	32	31	31	30	30
A2 (人)	30	32	32	33	33
B1 (人)	58	56	60	58	60
B2 (人)	55	62	69	72	73

年代区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障がい者 (18歳以上) (人)	130	137	143	143	149
障がい児 (18歳未満) (人)	45	44	49	50	47



[資料]保健福祉課(各年4月1日現在)

#### ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

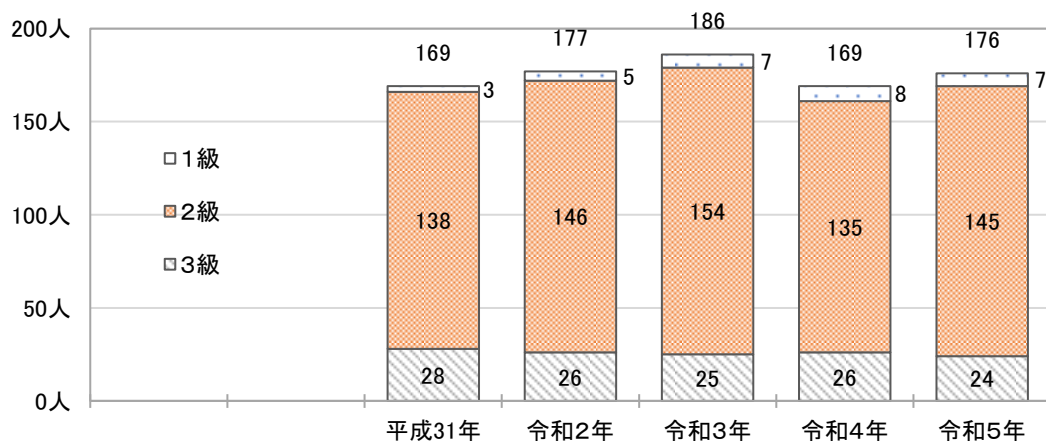
本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、多少の変動はありますが増加傾向にあり、令和5年4月1日時点の所持者数は176人となっています。

手帳所持者数を等級別にみると、2級が最も多くなっています。

図表 7: 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別/年代別)

認定区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
精神障害者保健福祉手帳 (人)	169	177	186	169	176
1級 (人)	3	5	7	8	7
2級 (人)	138	146	154	135	145
3級 (人)	28	26	25	26	24

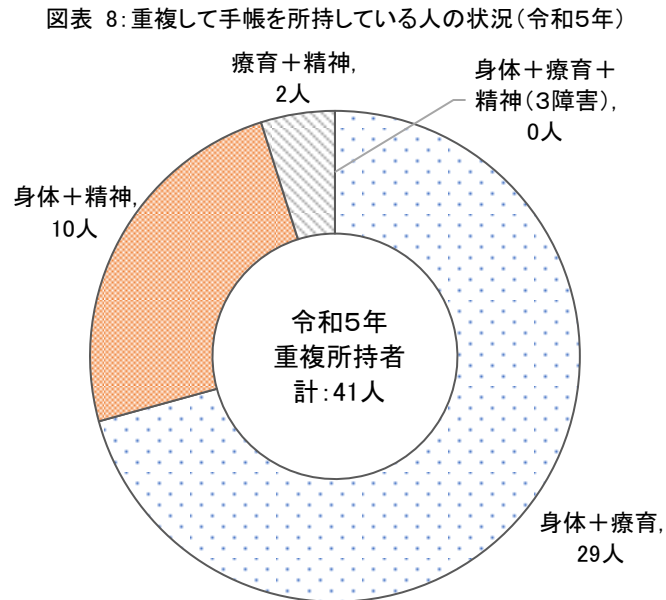
年代区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
障がい者(18歳以上) (人)	165	174	183	166	173
障がい児(18歳未満) (人)	4	3	3	3	3



[資料]保健福祉課(各年4月1日現在)

### ⑤ 重複して手帳を所持している人の状況

本町の障害者手帳について重複して所持している人は 41 人となっており、身体障害者手帳と療育手帳を重複して保持している方が最も多くなっています。



[資料]保健福祉課(令和5年4月1日現在)

## (2) 障がい児の保育・教育状況

### ① 未就学の障がい児数

町内の保育・教育施設における未就学障がい児（障害者手帳所持者）の受け入れ状況は、以下のとおりです。

図表 9: 町内の保育・教育施設に通う未就学の障がい児の推移

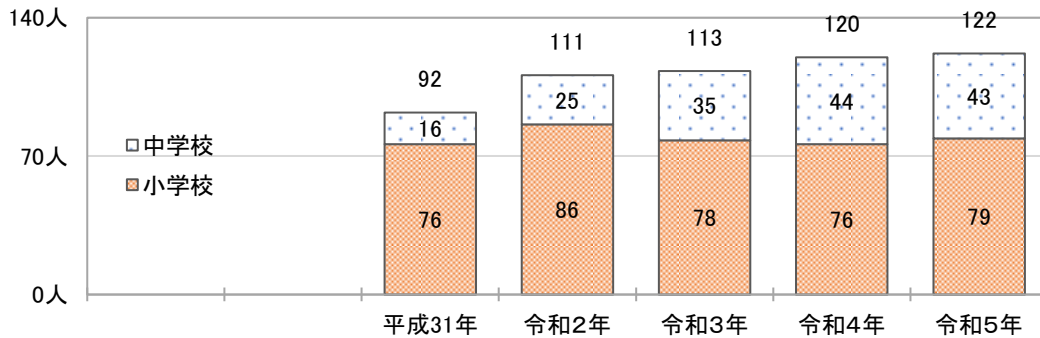
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認定こども園 (人)	1	0	2	2	1
保育所 (人)	0	0	0	0	0
幼稚園 (人)	0	0	0	0	0

[資料]子ども支援課(各年4月1日現在)

### ② 特別支援学級児童・生徒数

特別支援学級に在籍している児童・生徒数は年々増加傾向にあります。

図表 10: 特別支援学級児童・生徒数の推移



(参考)障がい児を受け入れている保育・教育施設

	令和5年実績
認定こども園	1園
保育所	0
幼稚園	0
特別支援学級	29クラス
小学校	8校
中学校	1校

[資料]子ども支援課(各年4月1日現在)

### (3) 重度心身障害者医療費助成事業及び地域生活支援事業の状況

#### ① 重度心身障害者医療費助成事業

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数(人)	625	586	577	573	548
助成件数(件)	14,931	14,279	13,558	13,854	12,592
支出額(円)	61,714,023	59,288,660	56,277,150	59,311,150	54,114,453

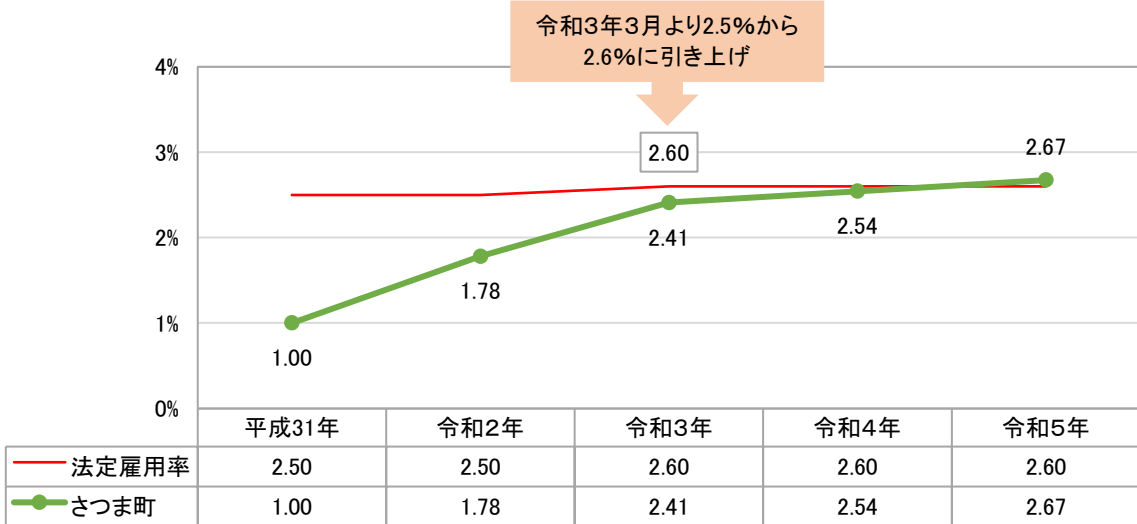
#### ② 地域生活支援事業(①～⑩は必須事業)

	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		
		実績	支出額(円)	実績	支出額(円)	実績	支出額(円)	実績	支出額(円)	実績	支出額(円)	
①理解促進研修・啓発事業	年	1	424,000	1	155,520	1	168,300	1	474,430	1	722,685	
②自発的活動支援事業	箇所	1	110,000	1	110,000	0	0	0	0	0	0	
③相談支援事業 (住宅入居等支援事業)	件	2	6,600	1	3,300	0	0	0	0	0	0	
④成年後見制度利用 支援事業	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑤成年後見制度法人 後見支援事業	件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑥意思疎通支援事業	回	3	71,018	3	70,793	1	13,764	0	0	1	21,944	
⑦日常生活用具給付 等事業	件	717	7,136,627	802	8,118,944	791	7,830,293	790	7,638,720	781	8,142,983	
⑧手話奉仕員養成研 修事業	人	10	325,000	10	315,000	0	0	6	330,000	7	330,000	
⑨移動支援事業	人	4	828,855	5	627,073	3	356,750	3	284,860	4	258,634	
⑩地域活動支援セン ター機能強化事業	日	83	166,700	64	139,400	27	57,500	35	71,100	27	56,200	
⑪日常生活支援	訪問入浴	人	3	1,862,500	3	2,250,000	3	2,312,500	3	2,350,000	3	2,910,600
	福祉ホーム	人	9	2,114,772	10	2,133,744	9	2,076,828	8	1,906,080	8	1,849,164
	日中一時支援	人	7	156,460	15	317,320	11	205,850	15	248,090	9	325,980

#### (4) さつま町（役場）における障害者雇用の状況

本町における障害者雇用の割合は、令和5年度で2.67%となっており、法定雇用率を上回っています。

図表 11: さつま町（役場）における障害者雇用率の推移



[資料]保健福祉課(各年4月1日現在)

#### ● 障害者法定雇用率の引き上げ

令和6年4月以降、以下のとおり障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。

事業主区分	法定雇用率		
	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業	2.3%	2.5%	2.7%
<b>国、地方公共団体等</b>	<b>2.6%</b>	<b>2.8%</b>	<b>3.0%</b>
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%

[資料]総務省「地方公共団体における障害者の雇用促進について」

## 2 アンケート調査結果概要

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

計画の策定に向けた取組を進めるにあたり、住民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施しました。

#### ②調査の対象

さつま町に在住する障害者手帳所持者等のうち、18歳以上の950人の障がい者、18歳未満の50人の障がい児を調査の対象としてそれぞれ抽出し、障がい児調査については、保護者を対象者として調査を実施しました。

#### ③調査の期間

令和5年8月～9月

#### ④調査の方法

配布方法：郵送

回収方法：郵送による返送またはインターネット回答の併用

#### ⑤回収状況等

調査種別	配布数	有効回答数	有効回答率
障がい者調査（18歳以上）	950	422	44.4%
障がい児調査（18歳未満）	50	24	48.0%

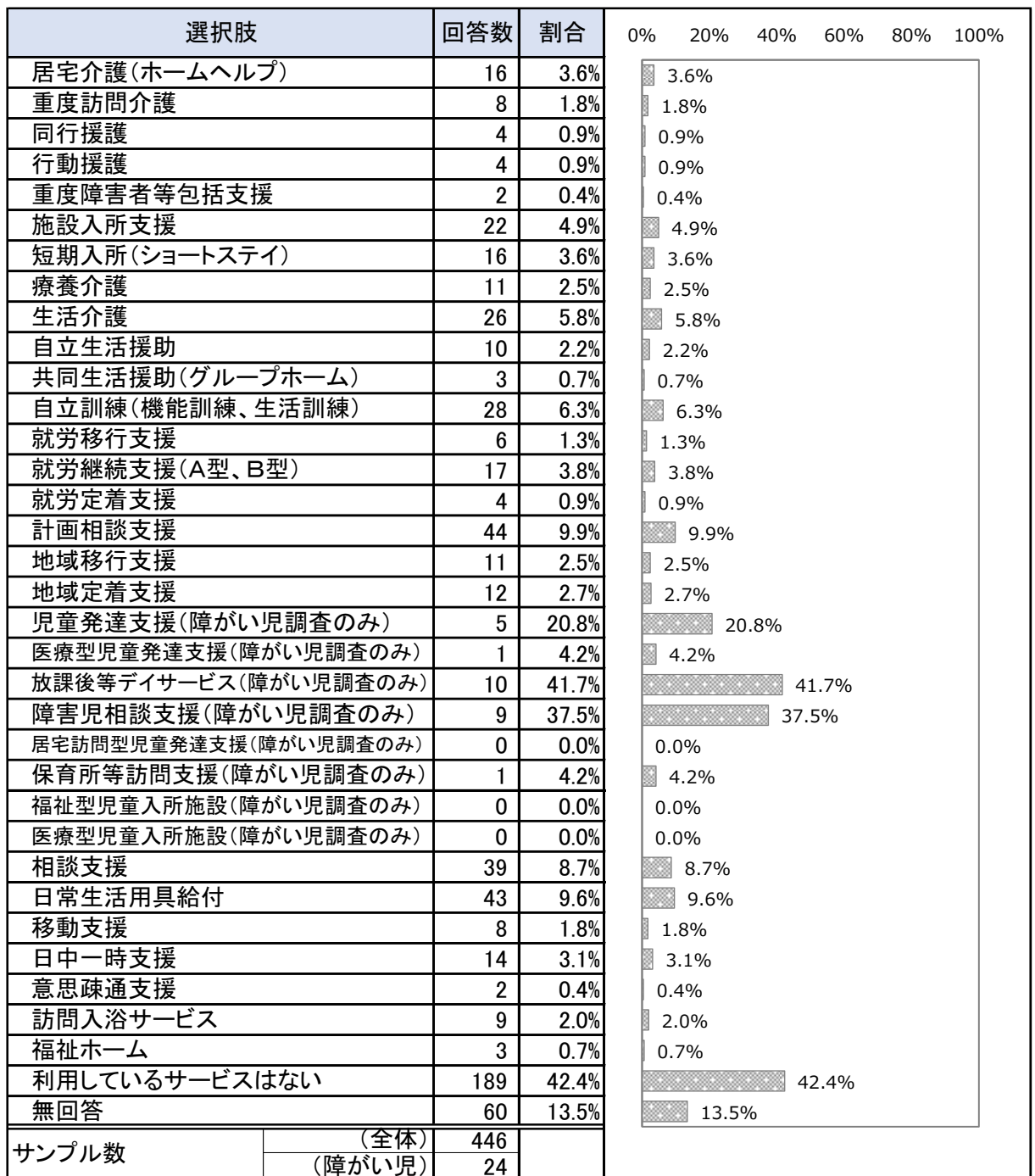
#### ⑥調査結果についての注意点

- 集計結果は百分率で算出し、小数点第二位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答の場合は、有効回答者実数より割合が高くなっている場合があります。
- 設問や選択肢、グラフ内のラベル等、ページレイアウトの都合上、省略して表記している場合があります。

## (2) 障害福祉サービスの利用状況等

### ①現在利用している障害福祉サービス等(障がい者調査・障がい児調査)

「日常生活用具給付」が 9.6%と最も高く、次いで「相談支援」、「自立訓練」、「生活介護」となっています。障がい児のみの回答として「放課後等デイサービス」が 41.7%、次いで「障害児相談支援」が 37.5%となっています。





②今後利用を希望する障害福祉サービス等(障がい者調査・障がい児調査)

「計画相談支援」が 7.4%と最も高く、次いで「施設入所支援」、「短期入所」、「自立訓練」となっています。障がい児のみの回答として「放課後等デイサービス」の割合が 41.7%で最も高く、次いで「障害児相談支援」が 37.5%、「利用予定はない」が 33.0%となっています。

選択肢	回答数	割合
居宅介護(ホームヘルプ)	16	3.6%
重度訪問介護	12	2.7%
同行援護	5	1.1%
行動援護	6	1.3%
重度障害者等包括支援	7	1.6%
施設入所支援	30	6.7%
短期入所(ショートステイ)	25	5.6%
療養介護	13	2.9%
生活介護	20	4.5%
自立生活援助	10	2.2%
共同生活援助(グループホーム)	17	3.8%
自立訓練(機能訓練、生活訓練)	23	5.2%
就労移行支援	10	2.2%
就労継続支援(A型、B型)	21	4.7%
就労定着支援	4	0.9%
計画相談支援	33	7.4%
地域移行支援	13	2.9%
地域定着支援	12	2.7%
児童発達支援(障がい児調査のみ)	5	20.8%
医療型児童発達支援(障がい児調査のみ)	1	4.2%
放課後等デイサービス(障がい児調査のみ)	10	41.7%
障害児相談支援(障がい児調査のみ)	9	37.5%
居宅訪問型児童発達支援(障がい児調査のみ)	0	0.0%
保育所等訪問支援(障がい児調査のみ)	1	4.2%
福祉型児童入所施設(障がい児調査のみ)	0	0.0%
医療型児童入所施設(障がい児調査のみ)	0	0.0%
相談支援	35	7.8%
日常生活用具給付	34	7.6%
移動支援	14	3.1%
日中一時支援	14	3.1%
意思疎通支援	3	0.7%
訪問入浴サービス	14	3.1%
福祉ホーム	8	1.8%
利用予定はない	147	33.0%
無回答	104	23.3%
サンプル数	(全体)	446
	(障がい児)	24



# 第 3 章

## 基本理念



# 第3章 基本理念

## 1 基本理念

**基本理念** 住み慣れた地域で、ともに支え合い、障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくり

本町では、第2次さつま町総合振興計画において、基本目標の一つに「希望に満ちて、生涯をいきいきと暮らせるまち」を掲げ、町民が個々の夢や目標の実現に向けて、充実したライフスタイルを確立できるよう、健康づくりをはじめとする自助の取り組みと共助の支え合いにより、生涯をいきいきと暮らせる環境づくりを進めています。

また、障がい者福祉の分野においては、「障がい者・障がい児の自立と社会参加を推進するまちづくり」を基本施策の一つとして掲げています。

本計画の基本理念については、第2次さつま町総合振興計画の方向性との整合を図るとともに、さつま町障がい者計画の方向性との整合を図る必要があることから、さつま町障がい者計画と同一の基本理念を定め、障害福祉サービスの提供体制の確保等に努めます。

## 2 サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

### (1) 障害福祉サービス等の提供体制の確保

成果目標を設定するとともに、目標達成のために必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備に努めます。

### (2) 相談支援体制の構築

障がいのある人が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むため、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を目指します。

### (3) 障がい児の支援

保健・医療・保育・教育・就労支援・児童相談所等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指します。



第4章  
基本指針見直しの  
主なポイント  
及び成果目標





## 第4章 基本指針見直しの主なポイント及び成果目標

基本指針において、都道府県・市町村は、基本指針に即し3か年（令和6年度～令和8年度）の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定するものとされており、本町が策定する障がい福祉計画（第7期）及び障害児福祉計画（第3期）においても、基本指針に即した項目を盛り込むとともに、成果目標については、国の数値を考慮しつつ、本町の実情を勘案して設定します。

なお、基本方針における、主な見直しのポイント及び成果目標は、次のとおりです。

### 1 基本指針の見直しの主なポイント

**目標**の項目については、基本指針において成果目標を設定することとされており、その内容は次項2のとおりです。

<b>① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</b> <b>目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充</li> <li>○ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し</li> </ul>
<b>② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b> <b>目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備</li> <li>○ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定</li> </ul>
<b>③ 福祉施設から一般就労への移行等</b> <b>目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定</li> <li>○ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記</li> </ul>
<b>④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築</b> <b>目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備</li> <li>○ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進</li> <li>○ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実</li> <li>○ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充</li> </ul>
<b>⑤ 発達障害者等支援の一層の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進</li> <li>○ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進</li> </ul>
<b>⑥ 地域における相談支援体制の充実強化</b> <b>目標</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基幹相談支援センターの設置等の推進</li> <li>○ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設</li> </ul>
<b>⑦ 障害者等に対する虐待の防止</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底</li> <li>○ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設</li> </ul>

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組	○社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
⑨障害福祉サービスの質の確保 <b>目標</b>	○都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
⑩障害福祉人材の確保・定着	○ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ○相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定	○障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ○市町村内のより細かな地域単位や、重度障害者等のニーズ把握の推進
⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進	○障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	○障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ○支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭その他：地方分権提案に対する対応	○計画期間の柔軟化 ○サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 2 基本指針における障害（児）福祉計画に係る成果目標

項目	成果目標	前項1の該当項目
①施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上</li> <li>○施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減</li> </ul>	①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上</li> <li>○精神病床における1年以上入院患者数</li> <li>○精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上</li> </ul>	②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
③地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</li> <li>○強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】</li> </ul>	①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
④福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上</li> <li>○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】</li> <li>○各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】</li> <li>○就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上</li> <li>○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上</li> </ul>	③福祉施設から一般就労への移行等
⑤障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上</li> <li>○全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築</li> <li>○各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築</li> <li>○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上</li> <li>○各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】</li> <li>○各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】</li> </ul>	④障害児のサービス提供体制の計画的な構築
⑥相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各市町村において、基幹相談支援センターを設置等</li> <li>○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】</li> </ul>	⑥地域における相談支援体制の充実強化
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築</li> </ul>	⑨障害福祉サービスの質の確保



# 第5章 成果目標 の設定



# 第5章 成果目標の設定

## 1 本項の内容と目的

本項目では、国が定める基本指針に即し、令和8年度の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年における障害福祉サービス等の見込量を定め、本町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

## 2 成果目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者 62 人のうち、6%以上に当たる4人が地域生活に移行することを目標とします。

また、令和8年度末時点における施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数 62 人から6.5%以上に当たる4人を削減した58人以下とすることを目標とします。

国  
指  
針

地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上  
施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

#### 【地域移行者数】

区 分	数値等
【実績値】令和4年度末時点の施設入所者数… <b>A</b>	62人
【目標値】地域生活移行者数… <b>B</b>	4人
移行率 $(B/A) \times 100$	6.5%

#### 【施設入所者数】

区 分	数値等
【実績値】令和4年度末時点の施設入所者数… <b>A</b>	62人
【目標値】令和8年度末時点の施設入所者数… <b>B</b>	58人
削減見込 $A - B$	4人 (6.5%)

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、町を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進や、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要となります。

国 指 針  ④	<b>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上</li> <li>・ 精神病床における 1 年以上入院患者数</li> <li>・ 精神病床における早期退院率：3 か月後 68.9%以上、6 か月後 84.5%以上、1 年後 91.0%以上</li> </ul>
----------------------	--

国の基本指針（数値目標設定）の対象は、各都道府県であり、本町としては目標達成のため、引き続き、保健、医療、福祉関係者による協議の場を確保することとします。

区 分	数値等
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年 1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	19 人*
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年 1 回

\*さつま町地域自立支援協議会の委員数

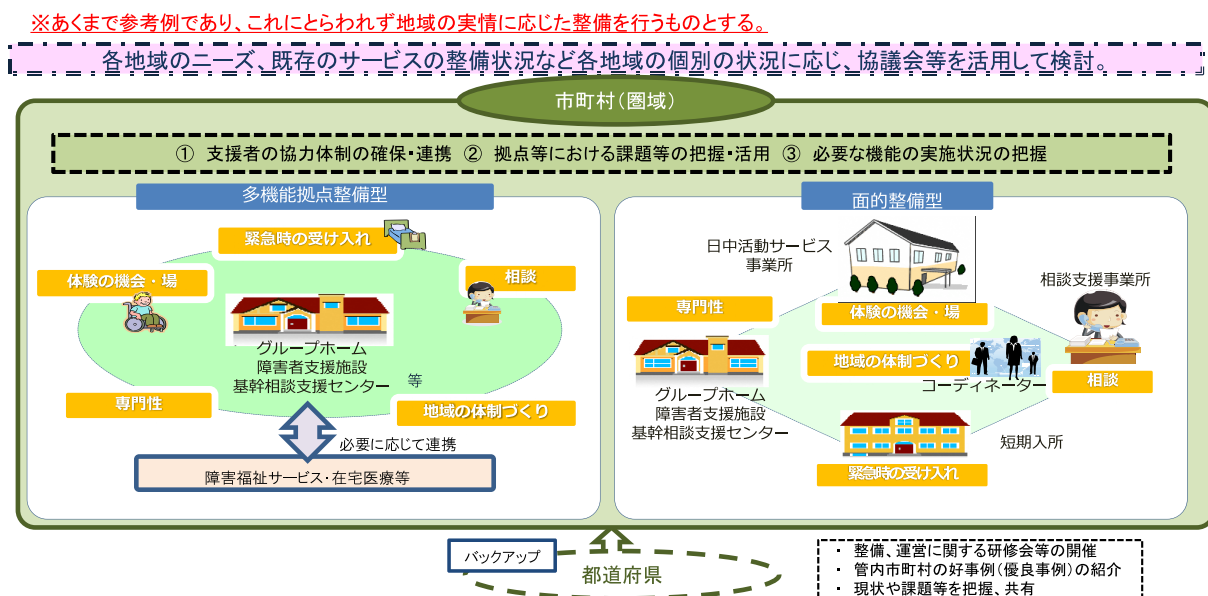


### (3) 地域生活支援の充実

福祉サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、令和8年度末までに1か所以上確保することを目標とします。

国指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと</li> <li>強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること〔新規〕</li> </ul>
-----	--

図表 12: 地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ)



[出典]厚生労働省

区分	数値等
地域生活支援拠点等の維持、機能の整備 (既に面的な整備を行っている地域生活支援拠点等において、緊急時の連絡体制を維持し、より効果的な支援体制となるよう運用状況の検証・検討を行います。)	検証・検討の実施
支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討	年1回以上実施
強度行動障害を有する障がい者の状況や支援ニーズの把握	1回
強度行動障害を有する障がい者に係る支援体制の整備	1回

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

令和8年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数について、令和3年度の一般就労移行者数1人から1.28倍以上にあたる2人以上とすることを目標とします。

また、令和8年度の就労移行支援事業における一般就労への移行者数を1名以上とすることを目標とします。

#### 国 指 針

- ・ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 **新規**
- ・ 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 **新規** **県**
- ・ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

##### ① 福祉施設から一般就労への移行

区 分	数値等
【実績値】令和3年度の一般就労への移行者数… <b>A</b>	1人
【目標値】令和8年度の一般就労への移行者数… <b>B</b>	2人
一般就労移行 <b>B/A</b>	2倍

##### ② 一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合 **新規**

区 分	数値等
【目標値】令和8年度一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	0%

##### ③ 就労移行支援事業における一般就労移行者数

区 分	数値等
【実績値】令和3年度の就労移行支援事業における一般就労移行者数… <b>A</b>	0人
【目標値】令和8年度の就労移行支援事業における一般就労移行者数… <b>B</b>	1人
就労定着支援事業利用者数 <b>B/A</b>	*倍

④ 就労継続支援 A 型事業における一般就労移行者

区 分	数値等
【実績値】令和 3 年度の就労継続支援 A 型事業における 一般就労移行者数… <b>A</b>	0 人
【目標値】令和 8 年度の就労継続支援 A 型事業における 一般就労移行者数… <b>B</b>	1 人
就労継続支援 A 型事業 <b>B</b> / <b>A</b>	* 倍

⑤ 就労継続支援 B 型事業における一般就労移行者

区 分	数値等
【実績値】令和 3 年度の就労継続支援 B 型事業における 一般就労移行者数… <b>A</b>	0 人
【目標値】令和 8 年度の就労継続支援 B 型事業における 一般就労移行者数… <b>B</b>	1 人
就労継続支援 B 型事業 <b>B</b> / <b>A</b>	* 倍

⑥ 就労定着支援事業における利用者数等

区 分	数値等
【実績値】令和 3 年度の就労定着支援事業利用者数… <b>A</b>	0 人
【目標値】令和 8 年度の就労定着支援事業利用者数… <b>B</b>	1 人
就労定着支援事業における利用者 <b>B</b> / <b>A</b>	* 倍
【目標値】令和 8 年度就労定着率 7 割以上の就労定着支 援事業所の割合	0%

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供することを目標とします。

### 国 指 針

- ・ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・ 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・ 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置 新規 県

区 分	目 標	備 考
【目標】令和8年度末：児童発達支援センター	1箇所	<input type="checkbox"/> 圏域 <input checked="" type="checkbox"/> 町単独
【目標】障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	1回	<input type="checkbox"/> 圏域 <input checked="" type="checkbox"/> 町単独
【目標】令和8年度末：保育所等訪問支援	1箇所	<input type="checkbox"/> 圏域 <input checked="" type="checkbox"/> 町単独
【目標】令和8年度末：主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	—	<input type="checkbox"/> 圏域 <input type="checkbox"/> 町単独
【目標】令和8年度末：主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所	<input type="checkbox"/> 圏域 <input checked="" type="checkbox"/> 町単独
【目標】令和8年度末：医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	6回	<input type="checkbox"/> 圏域 <input checked="" type="checkbox"/> 町単独
【目標】令和8年度末：医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	3人	<input type="checkbox"/> 圏域 <input checked="" type="checkbox"/> 町単独

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化を進めることを目標とします。

また、地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保や、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みに必要な協議会の体制の確保を行います。

### 国 指 針

- ・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 新規

区 分	数値等
【目標】令和8年度末：基幹相談支援センターの設置	1箇所
【目標】令和8年度末：地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	1箇所
【目標】令和8年度末：個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うために必要な協議会の体制の確保	1箇所

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、各種研修会への参加や指導監査結果の共有を行うことを目標とします。

### 国 指 針

- ・ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

区 分	数値等
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	【目標】職員への研修の実施 2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	【目標】共有する仕組みや体制の構築 有
指導監査結果の関係市町村との共有	【目標】共有する仕組みや体制の構築 1回



# 第6章 活動指標 の設定





# 第6章 活動指標の設定

## 1 訪問系サービス

### 1-1 居宅介護（ホームヘルプ）

障がい者が居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般に係る援助を行うサービスです。

(単位：1月あたりの延べ利用時間数・利用者数)

区分 <b>者</b> <b>児</b>	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用時間（時間）	160	152	144	－	－	－
	利用者数（人）	21	20	19	－	－	－
R 3-R 5 実績	利用時間（時間）	188	188	209	209	211	222
R 6-R 8 計画	利用者数（人）	19	21	20	19	20	21

### 1-2 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排泄及び食事などの介護、調理、洗濯及び掃除などの家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般に係る援助や外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

(単位：1月あたりの延べ利用時間数・利用者数)

区分 <b>者</b>	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用時間（時間）	810	810	810	－	－	－
	利用者数（人）	3	3	3	－	－	－
R 3-R 5 実績	利用時間（時間）	723	1,008	1,229	2,613	2,238	2,238
R 6-R 8 計画	利用者数（人）	2	3	3	5	4	4

### 1-3 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

(単位：1月あたりの延べ利用時間数・利用者数)

区分 <b>者</b> <b>児</b>	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用時間（時間）	10	10	10	－	－	－
	利用者数（人）	1	1	1	－	－	－
R 3-R 5 実績	利用時間（時間）	0	0	0	10	10	10
R 6-R 8 計画	利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

## 1-4 行動援護

知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するため、援護や外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。

(単位：1月あたりの延べ利用時間数・利用者数)

区分 者(児)	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用時間 (時間)	10	10	10	－	－	－
	利用者数 (人)	1	1	1	－	－	－
R3-R5 実績	利用時間 (時間)	0	0	0	10	10	10
R6-R8 計画	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

## 1-5 重度障害者等包括支援

常時介護の必要性が著しく高い人が、居宅介護など複数のサービスを包括的に受けられるサービスです。

(単位：1月あたりの延べ利用時間数・利用者数)

区分 者(児)	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用量 (時間)	10	10	10	－	－	－
	利用者数 (人)	1	1	1	－	－	－
R3-R5 実績	利用量 (時間)	0	0	0	0	0	0
R6-R8 計画	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0

### (参考)訪問系サービス合計

(単位：1月あたりの延べ利用時間数・利用者数)

区分 者(児)	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R3-R5 実績	利用量 (時間)	911	1,196	1,448	2,842	2,469	2,480
R6-R8 見込	利用者数 (人)	21	22	24	26	26	27

### (サービス確保のための方策)

- 重度の障がいのある人や、介護保険サービスとの併用による利用者の増加が見込まれることから、当該サービスの提供事業所との連携を強化し、利用者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。また、必要に応じ参入の促進を図ります。
- サービス提供事業所に研修参加などを促し、研修を通じて人材の確保・育成を図り、サービスの質の向上に努めます。
- 居宅介護については、新たな手帳取得などによる新規利用の増加を含め、アンケート調査での今後の利用意向のニーズも踏まえ供給量の増加を見込んでいます。
- 重度訪問介護については、利用者のニーズに応じてサービスが提供できるよう、提供事業所との連携を図り、専門知識を持つ従事者の育成や情報の提供を行い、サービスの質と量の確保に努めます。
- 同行援護及び行動援護については、従事者の育成と確保に努めるとともに、利用者へのサービス内容等の情報の提供に努め、利用促進を図ります。

## 2 日中活動系サービス

### 2-1 生活介護

常時介護を必要とする障がい者について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排泄、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会等を提供するサービスです。

(単位：1月あたりの延べ利用日数・利用者数)

区分 者	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用量 (日)	1,600	1,520	1,440	-	-	-
	利用者数 (人)	80	76	72	-	-	-
R 3-R 5 実績	利用量 (日)	1,527	1,422	1,496	1,495	1,455	1,414
R 6-R 8 計画	利用者数 (人)	74	72	73	74	72	70

### 2-2-1 自立訓練（機能訓練）

病院や施設を退院・退所した身体障害者又は難病等対象者につき、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な者や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な者が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のために必要な支援を行うサービスです。

（単位：1月あたりの延べ利用日数・利用者数）

区分 者	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用量（日）	21	21	21	－	－	－
	利用者数（人）	1	1	1	－	－	－
R3-R5実績	利用量（日）	10	22	23	22	22	22
R6-R8計画	利用者数（人）	1	1	1	1	1	1

### 2-2-2 自立訓練（生活訓練）

病院や施設を退院・退所した者や、特別支援学校を卒業した者のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がい者・精神障がい者が、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

（単位：1月あたりの延べ利用日数・利用者数）

区分 者	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用量（日）	50	48	45	－	－	－
	利用者数（人）	5	5	5	－	－	－
R3-R5実績	利用量（日）	31	34	33	32	32	48
R6-R8計画	利用者数（人）	3	2	2	2	2	3

### 2-3 就労選択支援 新規

就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするサービスです。

（単位：1月あたりの利用者数）

区分 者	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R6-R8計画	利用者数（人）	/	/	/	/	3	4

## 2-4 就労移行支援

就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。標準利用期間は2年間、資格取得を目的とする養成施設の場合は3年間又は5年間と定められています。

(単位：1月あたりの延べ利用日数・利用者数)

区分 者	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用量 (日)	50	48	45	—	—	—
	利用者数 (人)	4	4	4	—	—	—
R 3-R 5 実績	利用量 (日)	57	43	24	22	44	44
R 6-R 8 計画	利用者数 (人)	3	3	2	1	2	2

## 2-5 就労継続支援 A 型 (雇用型)

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

(単位：1月あたりの延べ利用日数・利用者数)

区分 者	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用量 (日)	730	767	803	—	—	—
	利用者数 (人)	38	40	42	—	—	—
R 3-R 5 実績	利用量 (日)	713	604	674	660	700	740
R 6-R 8 計画	利用者数 (人)	35	30	32	33	35	37

## 2-6 就労継続支援 B 型 (非雇用型)

年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

(単位：1月あたりの延べ利用日数・利用者数)

区分 者	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用量 (日)	1,250	1,188	1,125	—	—	—
	利用者数 (人)	75	72	68	—	—	—
R 3-R 5 実績	利用量 (日)	1,195	1,141	1,244	1,380	1,300	1,300
R 6-R 8 計画	利用者数 (人)	66	66	70	69	65	65

## 2-7 就労定着支援

一般就労した障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。

(単位：1月あたりの利用者数)

区分 者	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用者数 (人)	1	1	1	-	-	-
R 3-R 5 実績 R 6-R 8 計画	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

## 2-8 療養介護

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者に対し、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。

(単位：1月あたりの利用者数)

区分 者	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用者数 (人)	4	4	4	-	-	-
R 3-R 5 実績 R 6-R 8 計画	利用者数 (人)	4	4	4	5	5	5

## 2-9 短期入所 (ショートステイ)

### ① 福祉型

自宅で介護する者が病気やレスパイトの場合等に、施設への入所を必要とする障がい者に対し、短期間の入所で、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行うサービスです。

(単位：1月あたりの延べ利用日数・利用者数)

区分 者(児)	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用量 (日)	40	38	36	-	-	-
	利用者数 (人)	6	6	6	-	-	-
R 3-R 5 実績 R 6-R 8 計画	利用量 (日)	34	33	62	70	70	60
	利用者数 (人)	6	5	8	7	7	6

## ② 医療型

自宅で介護する者が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な障がい者に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行うサービスです。

(単位：1月あたりの延べ利用日数・利用者数)

区分 者(児)	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用量(日)	0	0	0	—	—	—
	利用者数(人)	0	0	0	—	—	—
R3-R5実績	利用量(日)	0	0	0	10	10	10
	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

### (サービス確保のための方策)

- 生活介護については、サービス提供事業所との連携を図り、利用者の障がい特性やニーズに応じたサービスの提供に努めます。
- 自立訓練（機能訓練）については、関係機関との連携を図り、利用者のニーズを把握し、必要な支援の提供に努めます。
- 自立訓練（生活訓練）については、今後利用者の増加を見込んでおり、従事者の育成と確保に努めます。
- 就労継続支援（A型・B型）については、既存事業所の質の確保に努めるとともに、必要に応じては新規参入も検討に含めたサービスの提供体制の整備を図ります。
- 短期入所については、ショートステイの受け入れ体制の充実に向け事業所との調整を図るとともに、近隣市町や関係機関との連携を図り、受け入れ体制の整備に努めます。
- 医療的ケアを必要とする利用者については、適切なサービスが提供できるよう、医療機関や関係機関との連携を図り適切なサービスの提供に努めます。

### 3 居住系サービス

#### 3-1 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問したり、電話相談等により、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

(単位：1月あたりの利用者数)

区分 者	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用者数 (人)	1	1	1	－	－	－
R 3-R 5 実績 R 6-R 8 計画	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

#### 3-2 共同生活援助 (グループホーム)

主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

(単位：1月あたりの利用者数)

区分 者	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用者数 (人)	38	38	38	－	－	－
R 3-R 5 実績 R 6-R 8 計画	利用者数 (人)	37	38	41	40	41	42

#### 3-3 施設入所支援

施設に入所する障がい者に対し、主として夜間において、入浴、排泄又は食事の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

(単位：1月あたりの利用者数)

区分 者	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用者数 (人)	68	68	68	－	－	－
R 3-R 5 実績 R 6-R 8 計画	利用者数 (人)	64	62	62	62	64	65



### 3-4 地域生活支援拠点等

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

区分 者(児)	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R 3-R 5 実績	設置箇所数 (箇所)	0	0	0	0	0	1
R 6-R 8 計画	検証及び検討回数 (回)	0	0	0	0	0	5

#### (サービス確保のための方策)

- 重度の障がいのある人の地域生活を推進するために、サービスの内容等について利用者への周知に努めるとともに、サービス提供事業所との連携を図り、必要なサービス量の確保を図ります。
- 施設入所者の地域生活への移行や、グループホームからの退所者が地域で暮らしていくための様々な生活上の相談に対し、適切な支援に努めます。

## 4 相談支援

### 4-1 計画相談支援

計画相談支援は、障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しをするための支援を行うサービスです。

(単位：1月あたりの利用者数)

区分 者(児)	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用者数 (人)	55	58	61	—	—	—
R 3-R 5 実績 R 6-R 8 計画	利用者数 (人)	49	46	46	49	47	45

### 4-2 地域移行支援

地域移行支援は、入所している障がい者又は入院している精神障害者が地域生活に移行するための相談等の支援を行うサービスです。

(単位：1月あたりの利用者数)

区分 者	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用者数 (人)	1	1	1	—	—	—
R 3-R 5 実績 R 6-R 8 計画	利用者数 (人)	0	1	1	1	1	1

### 4-3 地域定着支援

地域定着支援は、居宅において単身等で生活する障がいのある人等について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などにおいて相談その他必要な支援を行うサービスです。

(単位：1月あたりの利用者数)

区分 者	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用者数 (人)	1	1	1	—	—	—
R 3-R 5 実績 R 6-R 8 計画	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

#### 4-4 相談支援体制の充実・強化のための取組

区 分		R 6	R 7	R 8
基幹相談支援センターの設置の有無		－	○	○
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の回数（回）	－	1	1
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	－	1	1
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	－	8	8
	個別事例の支援内容の検証の実施回数（回）	－	2	2
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）	2	2	2
	参加事業者・機関数（団体）	19	19	19
	協議会の専門部会の設置数（部会）	2	2	2
	協議会の専門部会の実施回数（回）	8	8	8

#### （サービス確保のための方策）

- 計画相談支援については、障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、相談支援専門員の育成を図り質の向上に努めます。また、今後は利用量の増加が見込まれるため、ケアマネジメントを行う人材の育成及び確保を図ります。
- 身近な地域で相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の拡充を図るとともに、相談体制の強化を図ります。

## 5 障がいのある子どもへの支援

### 5-1 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

(単位：1月あたりの延べ利用日数・利用者数)

区分 (児)	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用量 (日)	210	210	210	—	—	—
	利用児童数 (人)	40	40	40	—	—	—
R3-R5 実績	利用量 (日)	298	290	317	328	328	328
R6-R8 計画	利用児童数 (人)	45	47	41	46	46	46

### 5-2 放課後等デイサービス

支援を必要とする障がいのある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るサービスです。

(単位：1月あたりの延べ利用日数・利用者数)

区分 (児)	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用量 (日)	230	242	253	—	—	—
	利用児童数 (人)	25	27	28	—	—	—
R3-R5 実績	利用量 (日)	313	334	338	360	370	380
R6-R8 計画	利用児童数 (人)	30	35	36	35	37	38

### 5-3 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、障がい児等が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービスです。

(単位：1月あたりの延べ利用日数・利用者数)

区分 (児)	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用量 (日)	1	1	1	—	—	—
	利用児童数 (人)	1	1	1	—	—	—
R3-R5 実績	利用量 (日)	0	1	4	3	3	3
R6-R8 計画	利用児童数 (人)	0	1	4	3	3	3

## 5-4 居宅訪問型児童発達支援

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

(単位：1月あたりの延べ利用日数・利用者数)

区分 (児)	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用量 (日)	0	0	1	－	－	－
	利用児童数 (人)	0	0	1	－	－	－
R3-R5 実績	利用量 (日)	0	0	0	1	1	1
R6-R8 計画	利用児童数 (人)	0	0	0	1	1	1

## 5-5 障害児相談支援

指定障害児相談支援事業者が、障害児通所支援を利用する人について、心身の状態や置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、障害児支援利用計画を作成するものです。

(単位：1月あたりの利用者数)

区分 (児)	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	利用児童数 (人)	25	27	28	－	－	－
R3-R5 実績 R6-R8 計画	利用児童数 (人)	23	24	27	25	27	28

## 5-6 医療的ケア児等コーディネーター配置人数

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的・包括的な支援の提供を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

区分 (児)	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
前期計画値	配置人数 (人)	1	1	1	－	－	－
R3-R5 実績 R6-R8 計画	配置人数 (人)	0	0	2	3	3	3

## 5-7 相談支援体制の充実・強化のための取組

区 分		R 6	R 7	R 8
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム	受講者数（保護者／人）	0	0	1
	実施者数（支援者／人）	0	0	1
ペアレントメンターの人数（人）		0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数（人）		0	0	1

### （サービス確保のための方策）

#### 障害児通所支援

- 関係機関と連携し、支援の必要な児童の早期療育開始へつなげます。
- 児童発達支援については、個別のニーズに対応できるよう提供事業所との連携を図ります。

#### 障害児相談支援

- 身近な地域で相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の拡充を図るとともに、相談支援体制の強化を図ります。
- より質の高いサービスが提供できるように、相談支援専門員等の育成、資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等に努めます。

## 6 精神障害者の地域移行に関する支援

### 6-1 精神障害者の地域移行支援

区分 <b>者</b>	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R3-R5 実績 R6-R8 計画	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

### 6-2 精神障害者の地域定着支援

区分 <b>者</b>	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R3-R5 実績 R6-R8 計画	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

### 6-3 精神障害者の共同生活援助

区分 <b>者</b>	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R3-R5 実績 R6-R8 計画	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

### 6-4 精神障害者の自立生活援助

区分 <b>者</b>	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R3-R5 実績 R6-R8 計画	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1

### 6-5 精神障害者の自立訓練（生活訓練）

区分 <b>者</b>	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R3-R5 実績 R6-R8 計画	利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1





# 第7章 地域生活支援 事業等



## 第7章 地域生活支援事業等

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業は、障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。

### 1 必須事業

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を行います。障がい者に関する週間等に合わせ広報を行い、また、毎月24日を『ふくしの日』として、さつまる・ふくしまルシェを令和3年6月から開催し、障がいや障がい者に対する認識と理解、福祉活動への動機付けにつながるよう継続していきます。

#### (2) 自発的活動支援事業

障がい者が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

区分	単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
R3-R5実績 R6-R8計画	実施箇所数（箇所）	0	0	0	1	1	1

#### (3) 相談支援事業

障がいのある人やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した生活を営むことができるように支援します。

##### ① 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センターに配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組などを実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

##### ② 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主などへの相談・助言を通じて地域生活を支援します。

### ③ 障害者相談支援事業

障がい者（児）やその保護者、介護者等からの福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用援助等を行うとともに、障がい者福祉に係る関係機関が連携を図り、課題解決に向け協議を行います。

区分	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R3-R5 実績 R6-R8 計画	利用回数（回/年）	698	888	1,009	1,020	1,020	1,020

### （４）成年後見制度利用支援事業

知的障がい者・精神障がい者で判断能力が不十分な人について、障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに必要な経費や後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

区分	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R3-R5 実績 R6-R8 計画	利用件数（件/年）	0	0	1	2	2	3

### （５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

区分	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R3-R5 実績 R6-R8 計画	実施件数（件/年）	0	0	1	2	2	2

### （６）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障のある人等に、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行います。

区分	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R3-R5 実績 R6-R8 計画	件数（件/年）	0	1	2	3	3	3

## (7) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図ります。

区分・単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
合計 件数 (件/年)   R3-R5 実績 R6-R8 計画	790	781	872	861	861	861
① 介護・訓練支援用具	0	2	4	2	2	2
② 自立生活支援用具	3	2	1	1	1	1
③ 在宅療養等支援用具	2	2	10	6	6	6
④ 情報・意思疎通支援用具	0	2	2	1	1	1
⑤ 排泄管理支援用具	785	772	855	850	850	850
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0	1	0	1	1	1

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的に、聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

区分	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R3-R5 実績 R6-R8 計画	利用者数 (人/年)	6	7	16	16	15	15

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活や社会参加を促進します。

区分	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R3-R5 実績 R6-R8 計画	委託先 (箇所)	2	2	2	2	2	2
	利用者数 (人/年)	3	4	5	4	5	5
	延利用時間 (時間/年)	138	123	159	80	100	100

## (10) 地域活動支援センター基礎的事業

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所による創作活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等の便宜を提供します。

区分	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R 3-R 5 実績 R 6-R 8 計画	委託先（箇所）	4	4	4	4	4	4
	利用者数（人/年）	16	16	11	13	13	13
	延人員（人/年）	142	152	115	136	136	136
	延日数（日/年）	1,567	1,687	1,426	1,560	1,560	1,560

## (11) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し、支援を行います。

区分	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R 3-R 5 実績 R 6-R 8 計画	委託先（箇所）	2	2	2	2	3	3
	利用者数（人/年）	1	1	1	1	3	3
	延人員（人/年）	12	10	10	10	15	15
	延日数（日/年）	35	27	13	15	20	20

## 2 任意事業

### 【日常生活支援】

#### (1) 福祉ホームの運営

住居を求めている障がい者について、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与します。

区分	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R 3-R 5 実績	委託先（箇所）	2	2	2	2	2	2
R 6-R 8 計画	利用者数（人/年）	8	8	7	6	6	6

#### (2) 訪問入浴サービス

寝たきりの重度身体障がい者（児）に、入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

区分	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R 3-R 5 実績 R 6-R 8 計画	委託先（箇所）	1	1	1	1	1	1
	利用者数（人/年）	3	3	3	2	2	2
	延回数（回/年）	188	231	230	187	187	187

#### (3) 日中一時支援

障がい者等の日中における活動の場を確保し、本人の活動支援や障がい者等の家族の就労支援、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

区分	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R 3-R 5 実績 R 6-R 8 計画	委託先（箇所）	9	10	6	6	6	6
	利用者数（人/年）	15	9	16	16	16	16
	延回数（回/年）	69	66	120	100	100	100

#### (4) 自動車改造費助成

重度の身体障がい者が就労等の目的で、自己所有の自動車を運転するため、手ブレーキや手動アクセル、ハンドルへ旋回装置等の取付け等の改造が必要となる場合に、改造経費の一部を助成します。

区分	単位	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
R3-R5 実績 R6-R8 計画	利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1

#### (サービス確保のための方策)

- 地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施する。
- 家族会等をはじめとする関係団体との連携強化や、広報紙やホームページによる情報提供・周知徹底を図る。



第8章  
計画の推進に  
あたって



# 第8章 計画の推進にあたって

## 1 計画の推進体制

### (1) 計画の周知

計画の実行にあたっては、障がいの有無に関わらず、すべての町民の理解と協力が非常に重要であることから、障がいや障がい者に対する認識を深め、正しい理解につながるよう、本計画の町民への周知に努めます。

### (2) 関係機関、国・県及び近隣自治体との連携

計画の推進にあたっては、保健・医療・福祉・教育・就労等、様々な関係機関の連携により推進する必要があります。

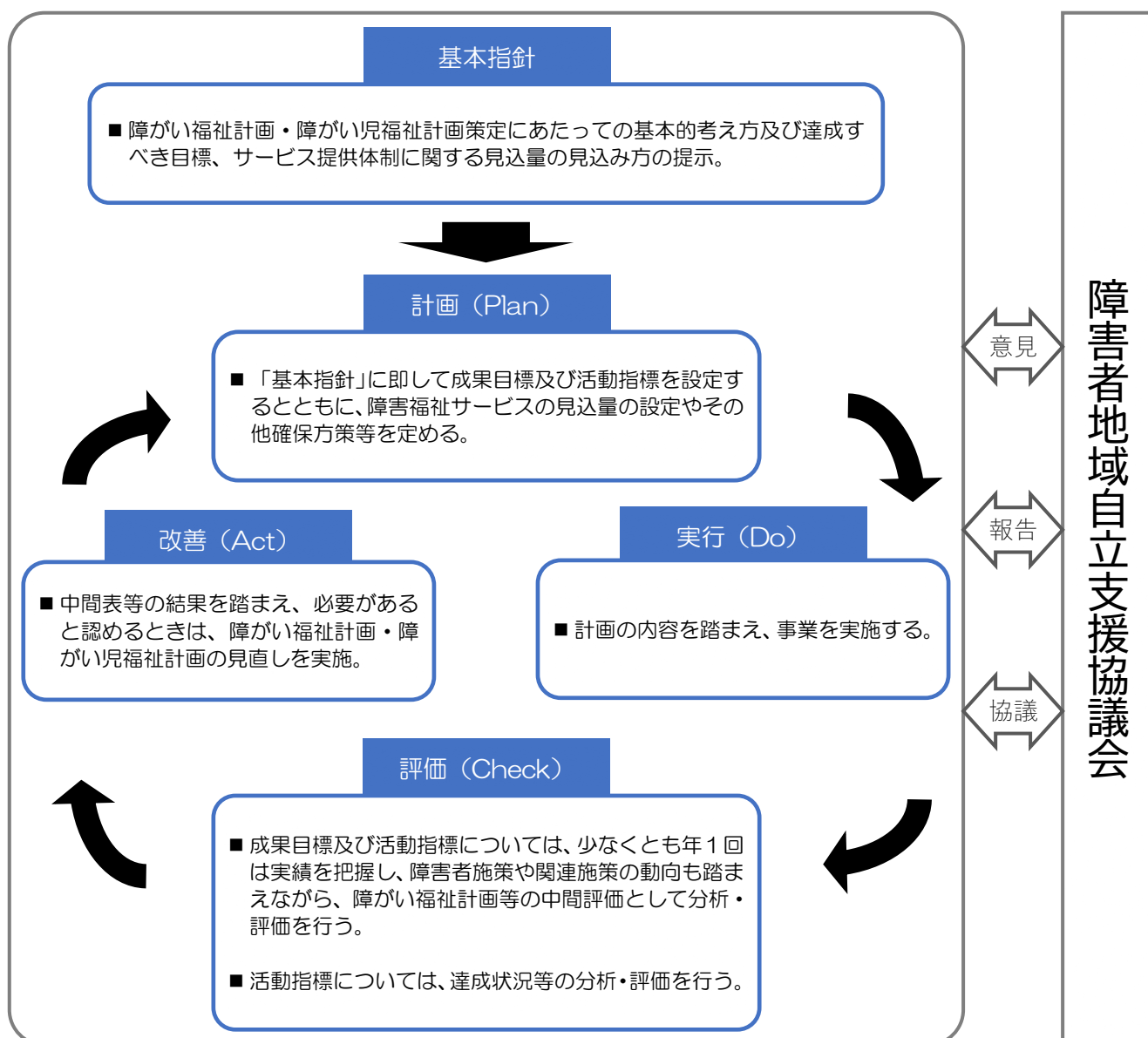
本計画には、国・県及び北薩地域をはじめとした近隣自治体と連携し、広域的な対応を必要とする施策も含まれています。国や県の障害者福祉施策の動向や近隣自治体の障害福祉サービス等の状況を踏まえ、国・県や近隣自治体と連携し、計画の推進を図ります。

## 2 計画の進捗管理

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、定期的な協議を行うなど、庁内の関係各課相互の連携を強化します。

なお、評価においては、P D C Aサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析し、障害者地域自立支援協議会へ報告又は協議を行い、必要な場合は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画を見直すこととします。

本計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。



# 資料編



# 資料編

## 1 さつま町地域自立支援協議会

### (1) 設置要綱

○さつま町地域自立支援協議会設置要綱

平成 24 年 2 月 22 日

告示第 7 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日告示第 57 号

平成 29 年 8 月 31 日告示第 111 号

(設置)

第 1 条 障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、相談支援事業を中心とした地域における障害福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関する協議の場として、さつま町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 地域における障害福祉サービスの普及及び向上に関すること。
- (5) 相談支援事業の中立・公平性を確保するために必要な、委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (6) その他協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 地域における保健・医療・教育・雇用・福祉関係者
- (4) 障害者関係団体に属する者
- (5) 学識経験者
- (6) 町の関係職員
- (7) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、議事の内容により、第3条第2項各号に掲げる者のうち必要な者のみをもって開く場合は、この限りでない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営等については、会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び会議に出席した者は、協議会を通じて知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 協議会に関する庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年2月22日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に委任される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則(平成25年3月29日告示第57号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年8月31日告示第111号)

この告示は、平成29年9月1日から施行する。



## (2) 委員名簿

事 項 別		所 属	氏 名
1号	相談支援事業者	さつま町障害者相談支援センター 相談支援専門員	柳田 道輝
		社会福祉法人 ひいらぎ会 相談支援事業所 さつま 所長	久保 秀和
		相談支援事業所 クオラバンピーノ 相談支援専門員	松元 由加里
2号	障害福祉 サービス事業者	社会福祉法人 ひいらぎ会 理事長	城森 直人
		児童発達支援センター クオラバンピーノ センター長	鈴東 佳子
		株式会社 光の郷 代表取締役	柳野 吉紀
		株式会社 夢の杜 代表取締役	下境田 佳奈
3号	地域における保 健・医療・教育・ 雇用・福祉関係者	医療法人 博仁会 理事長 宮之城病院 病院長	新門 弘人
		鹿児島県立出水特別支援学校 教頭	川添 智博
		鹿児島県立薩摩中央高等学校 教頭	瀬口 知子
		川内公共職業安定所 宮之城出張所 出張所長	松元 初美
		北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課長	川畑 哲郎
		社会福祉法人 さつま町社会福祉協議会 事務局長	山下 光男
		北部児童相談所 相談課 主事	木場 智美
4号	障害者関係団 体に属する者	さつま町身体障害者福祉連絡協議会 会長	舟倉 武則
		さつま町手をつなぐ育成会 副会長	河野 成美
		さつま町精神障害者家族会 若竹会 理事	木之下 秀徳
5号	学識経験者	さつま町民生委員児童委員協議会 会長	大園 良正
6号	町の関係職員	さつま町教育委員会 学校教育課長	岩脇 勝広

※敬称略。令和5年10月31日現在

## 2 町内のサービス提供事業所一覧

### (1) 障がい者施設

施設/事業所名	所在地	サービス名【事業】	電話番号
障害者支援施設 宮之城ふくし園	宮之城屋地 670 番地 2	生活介護【障】 施設入所支援【障】 短期入所【障】 日中一時支援【地】	53-2940
支援センターさつま	宮之城屋地 729 番地	就労移行支援【障】 就労継続支援（B型）【障】	29-3377
相談支援事業所さつま		相談支援【地】 特定相談支援【障】 障害児相談支援【障】	53-2940
あっとホームかがやき 1 あっとホームかがやき 2	宮之城屋地 2056 番地 1	共同生活援助【障】	26-1239
さつま町社会福祉協議会	宮之城屋地 2117 番地 1 (宮之城ひまわり館内)	移動支援【地】 訪問入浴サービス【地】	52-1123
さつま町障害者訪問介護事業所 (さつま町社協)		居宅介護【障】 重度訪問介護【障】	52-1123
さつま町障害者相談支援センター (さつま町社協)		相談支援【地】 特定相談支援【障】	52-1123
あかね寮	船木 34 番地 (宮之城病院内)	共同生活援助【障】	53-0180
福祉ホーム アンジェリカ		福祉ホーム【地】	53-0180
株式会社 光の郷	柏原 1920 番地 3	就労継続支援（A型）【障】	59-8875
株式会社 夢の杜	船木 4029 番地 1	就労継続支援（A型）【障】	29-3222
工房たけん子	広瀬 5717 番地	地域活動支援センター【地】	53-3760
相談支援事業所 クオラバンピーノ	轟町 35 番地 40	特定相談支援【障】 相談支援【地】	26-1215

※【障】障害福祉サービス、【地】地域生活支援事業

### (2) 障がい児通所施設

施設/事業所名	所在地	サービス名【事業】	電話番号
児童発達支援センター クオラバンピーノ	轟町 35 番地 40	児童発達支援【障通】 放課後等デイサービス【障通】	26-1215
放課後等デイサービス事業所 みらくる	宮之城屋地 2056 番地 1	放課後等デイサービス【障通】	53-3900

※【障通】障害児通所支援、【地】地域生活支援事業

### 3 用語解説

#### か行

##### 機能訓練

心身の機能が低下している人に対して、医療機関におけるリハビリテーション終了後、機能の維持・回復に必要な訓練を行い、在宅での日常生活の自立を助けることを目的とするもの。

##### 共同生活援助（グループホーム）

地域社会の中で共同生活を営むことを希望する障がい者に対し、世話人による食事の提供等の日常生活の援助を行うことにより、障がい者の自立と地域生活の支援を行う。

##### 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

#### さ行

##### 視覚障害

眼の機能の障がいを指し、身体障害者福祉法では、身体障害の一種として、視力障害と視野障害に分けて規定している。

##### 肢体不自由

上肢、下肢及び体幹に運動機能障害を有する状態。身体障害者福祉法では、①一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの、②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの、⑥上記の①から⑤までに掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいに該当する人を身体障害者としている。

## 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。対象となる児童は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児等(乳幼児健診等で療育や訓練を受ける必要があると認められた児童を含む)。

## 児童福祉法

児童の健全な育成、児童の福祉の保障とその積極的増進を基本精神とする総合的法律。児童福祉の原理について、「すべて国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ育成されるように努め」、また「児童はひとしくその生活を保障され、愛護され」なければならないとうたい、この原理を実現するための国・地方公共団体の責任、児童福祉司等の専門職員、育成医療の給付等福祉の措置、児童相談所、保育所等の施設、費用問題等について定めている。

## 障害者基本法

共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策に関するの基本原則を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成 23 年 8 月に改正され、①目的規定の見直し、②障がい者の定義の見直し、③基本原則の設置、④身近な場所での療育、⑤選挙における配慮、⑥司法手続きにおける配慮等が規定された。

## 障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本理念にのっとり、身体障害・知的障害・精神障害という障がいの種類に関係なく、福祉サービス等について共通の制度の下で一元的提供することとし、平成 18 年 4 月から施行され、平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正された。

## 障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の通称。地域社会における共生の実現に向けて、福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとして、平成 25 年 4 月から施行された。

## 身体障害

身体障害者福祉法に規定された、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能・言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害をいう。

## 身体障害者手帳

身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた方に交付される手帳。障がいの程度により1級から6級の等級が記載されている。

## 精神障害

精神疾患によって、長期にわたり日常生活や社会生活に制限のある状態。精神疾患には、統合失調症やそううつ病、うつ病、器質性精神障害、中毒性精神障害、てんかん等がある。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障害のため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳。

## 成年後見制度

知的障害や精神障害、認知症などの理由で、判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理やいろいろなサービスなどの契約、財産分割の協議などをサポートする制度。

## た行

## 知的障害

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障を生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態のこと。

## 聴覚・平衡機能障害

聴覚障害は「耳」が不自由な状態で、音が聞こえない・聞きにくい・聞き分けにくいがある。平衡機能障害は、三半規管や中枢神経系等の働きかけにより、姿勢や動きを調節する機能で障がいがあると、目を閉じた状態では立ってられない、10m以内に転倒若しくはよろめいて歩行を中断せざるを得ないなどの状態となる。

## な行

### 内部障害

身体障害者福祉法で規定する身体障害の一種類。呼吸器機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、膀胱・直腸機能障害、小腸機能障害等で、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められる者を同法の対象となる身体障がい者としている。

### 難病

原因不明で、治療方法が未確立であり、生活面で長期にわたり支障が生じる疾病のうち、がん、生活習慣病等別個の対策の体系がないもの。

## は行

### 発達障害

発達障害者支援法に基づく、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がいは「自閉スペクトラム症」という新たな呼称が使用されている。

### ピアサポート

ピアとは、同じような立場や境遇、経験等を共にする者たちを表す言葉であり、障がい領域においては、障がい者自身が、自らの体験に基づいて、他の障がい者に対する相談支援等を行う活動のことをいう。

## PDCAサイクル

プロジェクトの実行に際し、計画を立案し（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Act）を行う、という行程を継続的に繰り返す仕組みのこと。

## ペアレントトレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラム。

## ペアレントプログラム

保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的とする「ペアレントトレーニング」に対して、子どもの行動修正までは目指さず、「保護者の認知を肯定的に修正すること」に焦点を当てた簡易的なプログラム。

## ペアレントメンター

発達障害のある子どもを育てた経験のある親が、その経験と知識を生かして後輩の親の支援を行う、当事者による当事者支援の仕組み。

## ら行

## リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

## 療育

障がいのある子どもやその可能性がある子どもに対し、個々の発達の状態や障害特性に応じて、今の困り事の解決と将来の自立や社会参加を目指し支援すること。

## 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳。手帳を持っている方は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができる。



## さつま町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

発行年月 令和6年3月

発行 鹿児島県 さつま町

編集 さつま町役場 保健福祉課

〒895-1803 鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地 1565 番地 2

TEL. 0996-53-1111 (代表) / 0996-24-8930 (直通)

FAX. 0996-52-3514

URL <https://www.satsuma-net.jp>